



第 22 期第 20 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 5 年 10 月 12 日

第22期 第20回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年10月12日(木) 午後2時から

2 場 所 静岡中央ビル5階 第1会議室(静岡市葵区追手町9-18)

3 議 題

(1) 諮問事項

- ア 浜松市の区の再編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について 資料1  
イ くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和5管理年度 資料2  
における知事管理漁獲可能量の変更について  
ウ 小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業(貝けた網漁業)について 資料3

(2) 協議事項

知事許可漁業の要望に対する回答について 資料4

(3) 報告事項

全国海区漁業調整委員会連合会 令和6年度要望事項について 資料5

(4) その他

TAC管理のステップアップの考え方に関する意見・情報の募集について 資料6  
次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	西原 忠	橋ヶ谷善彦	日吉 直人
	内山 希人	高田 充朗	金指 治幸	渡邊 俊了
	鈴木 伸洋	田口さつき	李 銀姫	安間 英雄
	三浦 綾子	眞鍋 淳子	影山 佳之	
欠席委員	原 剛			
水産・海洋局	山下 啓道	吉野 晃博		
水産資源課	松山 創	永倉 靖大	椀 亮介	
事務局	伊藤 円	池谷 得維	松浦 玲子	市川 稜

○伊藤事務局長

ただいまから、第22期第20回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。なお、本日、原委員は欠席となっております。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川主任

事務局の市川です。先ず、会場についての注意事項を申し上げます。こちらの会議室は飲食可能となっておりますが、水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。以上です。

○伊藤事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。  
それでは鈴木会長、よろしく願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単に結構ですでお聞かせ願えればと思います。はじめに、ご自分の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

伊豆漁協の鈴木です。海の魚の状態は、相変わらず良くないです。前回はテングサの漁の話をしましたけれども、今年は、乾燥のテングサで3.3トンと大幅に水揚げが伸びました。ただ、心配なのが、下田あたりのアワビが、前年度8トンあったものが、今年は2トンと、極端に磯焼けの影響が出ています。磯焼けと聞いて貝類の水揚げが少なくなっているんですけども、その対応っていうのは町が一番手っ取り早いのかなど。それで議会の話を書くことになったのだけれども、また伊豆分場あたりに様子を聞きながら、話を進めたいと思います。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。伊豆諸島の棒受けたもすくいです

が、漁獲がほとんどありません。10月に入りまして、いづらか水温が下がって、どうかなと思ったのですが、さらに悪くなりました。風も吹いたこともあって、2航海やって1航海は空。では、魚が全然いないのかとなると、魚群探知機に反応はあるのですが、25メートルより深いところにおいて、私のところの船は浮いた魚しか獲らないものですから、ほとんど獲れません。

この7月、8月、9月の3ヶ月間を見ても、前回と重なりますが、これといってほとんど報告がないです。今回は特にひどいです。はっきり言ってしまいますと、燃料代、餌代が出ません。今日また出ましたけれども、もう少し水温が下がってきて、どうかというところですよ。

今の伊豆沖のサバ漁の船ですが、動ける船は3隻しかありません。気象の問題もあって、実質動いているのは、私どもの船だけです。そうすると、調査する海域、範囲に限界があるものですから、詳しい情報を流すことができません。来年、再来年、もう少し県の方で、駿河丸の協力を得られないかなと思っております。

#### ○日吉委員

定置協会の日吉です。定置では、10日ほど前にソウダカツオが結構大量に入りました。ソウダカツオは、日本蕎麦の出汁に使う貴重なソウダ節という高級な鰹節になります。単価も驚くほど高くなってしまっていて、以前の4倍ほどになりまして、200円ほどです。ソウダがなくなるとミズカマスになりまして、今は非常に大きいものですから、フライとか塩焼きとか刺身がおいしいのですが、単価も良いです。そういう中で、一昨日ですか、1キロもないような小メジがたくさん入りました。そういう状態です。

定置から離れて、私たち城ヶ崎海岸では、海女さんがサザエ漁をやっています。カマサザエといって、徹底して資源管理をしているのでとても大きくて、東京の料亭にいくようなブランド化されているサザエで、今年の夏は驚くような単価がついています。聞くところによると、南伊豆とか西の方でそんなに獲れなかったそうで、うちのところではたくさん獲れていて、1,400円とか1,500円とかとあり得ないような数字で、高い単価で売られています。

○高田委員

いとう漁協の高田です。キンメの方は、うちのところも漁場に来なくてそれほどという感じです。沿岸の方では、刺網も定置もそうだけれども、ハタ類が多く入ってきています。オオモンハタ、アカハタ、9月後半からクエも顔を出してきています。

全体的に見て、貝類のアワビ、サザエが少なくなっています。イセエビも漁が解禁して、1日、2日はよかったです。が、また量が下がり気味になってきています。以上です。

○金指委員

内浦漁協の金指です。まき網なんです。9月は、みなさんに承認いただいた8月、9月の9日間の石廊崎沖の操業では、大きな鮮魚になるようなゴマサバが見えました。潮も腕も悪くて、なかなかうまくいかず、反応の3分の1くらいをやっと獲れるといった状態でした。

10月になって、その規制がとれて、行けばその反応がまたあるのかと思いましたが、ほとんど見えず、潮流も非常に速いものですから、漁場を変えて瀬の方で商売しています。昨日もやったのですが、ウルメを40から50トンくらい。日付も良くて風も良ければ、毎日だいたいそれくらいは獲れます。

あと、小型は、西伊豆の海岸でサバやアジを獲ったりしています。いずれも高値です。今のところ、風さえ良ければ毎日出漁しています。

○西原委員

南駿河湾漁協の西原です。9月の高水温29℃が、10月に入って22から23℃くらいに急激に下がりました。急激に下がるのは良くないことですが。

9月26日から始まったイセエビ漁ですが、月夜の関係もありまして、例年に比べて水揚げが少ないです。気になるのが、水温の関係もあるのかもしれませんが、大型のエビが多くて、小型のエビが少ないです。

シラスに関しては、相変わらず1日出ては、2、3日お休みというかたちで続いております。例年ならばったり切れるのですが、だらだらと続いております。単価も6~7万円くらいしているものですから、漁業者は水揚げ金額はあるのです

が、腹から喜べないという感じです。

あと、曳き縄船については、釣るものがなくて沖サワラをやっていたのですが、水温が下がってきて、カツオが釣れるようになってきました。

金州に関しては、蛇行のせいで、相変わらず潮が速く、商売にならないというのが現状です。以上です。

○内山委員

浜名の内山です。遠州灘のシラスの漁模様なんですが、全然獲れないという状況です。出ても網をやらずに帰ってくる船もありますし、やっても1ボーラくらいという状態です。燃料を考えると、思ったような漁ができません。

浜名湖のアサリなんですが、9月を休漁として、10月に出たのですが、死んだのかもしれないのですが、期待したよりも量的に獲れなくて、漁師としては大変な状態です。以上です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。10月1日からフグが解禁されたのですが、とても出れる状態でなくて、昨日初漁で、出ました。9月の試験操業は、200本ずつ4か所やってどこも同じように釣れたのですが、昨日は、県境から天竜川にかけて枠があるのですが、県境の枠でしか釣れてなくて、浜松沖から天竜の3、4、5画は、全然釣れてなくて、県境の枠にはまった船が、70〜4、50匹。それで、単価が2キロもので9,000円、1.5キロもので7,000円、1キロ前後は2,000円台です。昨日は、小型のものが多かったので、今日は休漁にして、明日からという感じです。

行って、枠にはまれば、釣れるような感じなのと、小さいものは陸の方に集中している感じなので、30キロから陸をやれば、数的には釣れるような感じです。小さいとは言うけれども、売れない800グラム以下のサイズというものはなくて、すべて売れるサイズにはなっております。今年は、期待以上の漁が見込めるのではないかと思います。以上です。

○鈴木会長

皆様、ありがとうございます。最後に期待が持てるような話が出て、少しほっとしました。

それでは、本日の議事録署名人を、高田委員と李委員にお

願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、諮問事項のA 浜松市の区の再編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○松山班長

水産資源課の松山です。本日は、「浜松市の区の再編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」、諮問させていただきます。

分かりにくい議題となっておりますけども、内容としては、浜松市の区の再編に伴う「静岡県漁業調整規則」の一部改正に関する諮問となります。

それでは、資料1の1ページ目を御覧下さい。経緯の部分から説明いたします。

漁業調整規則は、御承知のとおり、本県における水産資源の保護培養や漁業調整に係る規定を定めた規則です。

1つ目のポツですけども、この規則につきましては、令和2年の改正漁業法の施行に合わせまして、当時、海面の規則と内水面の規則の2本に分かれていた規則を一つにまとめまして、新たな漁業調整規則として令和2年11月に制定いたしました。規則制定にあたりましては、令和2年9月の海区委員会におきまして、ご審議をいただいております。

続きまして2つ目のポツですけれども、令和5年2月22日に、「浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例」の一部が改正されまして、浜松市の区の再編が行われました。

4ページから浜松市の条例の公布文を付けてあります。5ページ目の中段に（区の設置）とありまして、左側改正前をご覧頂きますと、今まで7つの区がありましたけれども、右側改正後では3つの区になります。また、22ページの表の下に施行期日が記載してありますけれども、令和6年1月1日から施行するとなっております。

この変更に伴いまして、漁業調整規則に記載してあります

地名表記の変更を行う必要が生じたことから、今回漁業調整規則の一部改正を行いたいと考えております。

それでは今一度1ページ目にお戻りください。経緯の3つ目のポツになりますが、通常漁業調整規則のみの改正時には、「静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則」という形で制定するのですけれども、今回浜松市の区の再編に関する条例の一部改正に伴いまして、改正が必要な県の規則が複数、今回は3つあるため、それらを合わせた整理規則といたしまして「浜松市の区の再編に伴う関係規則の整理に関する規則」として制定致します。

次に改正理由及び改正内容について説明致します

まず1改正理由についてですが、先程も御説明致しましたが、浜松市における区の再編に伴いまして、漁業調整規則の地名表記の変更を行う必要が生じたためとなります。

次に2改正内容ですけれども、3ページに公示文案がありますのでこちらをご覧ください。

漁業調整規則に浜松市の地名表記されている箇所が2箇所ございます。

1つ目は規則第34条保護水面に関する部分です。浜名湖内に2箇所保護水面を設定しているのですけれども、その内白洲地区に設定されている保護水面の基点の地名表記になります。左側が改正前ですけれども西区白洲町としていたものを、右側改正後では中央区白洲町といたします。

2つめですけれども規則第37条漁具漁法の制限に関する部分です。こちらにつきましても浜名湖内に関する部分で、三枚網の使用を制限する区域の基点の地名表記になります。左側改正前に西区舞阪町舞阪としていたものを、右側改正後では中央区舞阪町舞阪といたします。

以上のように今回の修正は、地名表記の修正のみであり、規則第34条に規定する保護水面の区域及び規則第37条に規定する漁具漁法の制限区域の変更が生じるものではございません。

また、区の再編につきましても広く一般に周知されており、かつ当該規定に係る違反も生じていないことから、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障もないものと判断しております。



それでは再度1ページ目にお戻りください。施行日についてですけれども、浜松市の条例が先程報告したとおり令和6年1月1日から施行でありますので、こちらの整理規則につきましても同日の令和6年1月1日から施行といたします。改正の理由と内容などについては、以上となります。

諮問事項ですけれども、ただいま説明させていただいた規則の改正につきまして、漁業法第119条第8項並びに水産資源保護法第4条第7項に基づきまして、委員会の御意見をいただきたく、御審議をお願いいたします。

なお、2ページに諮問文書を添付しております。また、関係法令につきましては24ページ以降をご参照ください。

最後に、今後の予定をⅢに記載してあります。本日答申を頂けましたら、このあと水産庁へ認可申請を行います。認可された後12月下旬までに公報に掲載し、令和6年1月1日から施行の予定となっております。

また、先程見て頂きました公報文案について、軽微な修正につきましては、事務局に一任いただければと存じます。以上となります。よろしくお願い致します。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、浜松市の区の再編に伴う整理規則の制定により静岡県漁業調整規則の一部を改正することについて、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

浜名さんは御意見ありませんか。

○内山委員

地名の変更だけですので問題ありません。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○各委員

異議なし。



せばよいのではなく、近年は、県枠の当初配分や繰越しによる追加配分が行われる際、過去の消化率を考慮する場合があります、高い消化率で管理期間を終わらせることが枠確保のために必要となっています。

下のⅡ 諮問事項の1、内容を御覧ください。今御説明した近年の状況を踏まえ、想定する条件が成り立った場合は(案)のとおり数量変更を行いたく存じます。

先に、現在の県枠の消化状況について御説明しますので先に3ページをご覧ください。こちらに9月末時点の知事管理漁獲可能量、採捕の種類別、期間別の割当とその消化状況をお示ししております。

表の上半分が小型魚、下半分が大型魚となっています。数字は左から当初の漁獲枠、その左が現在の漁獲枠、その左が9月30日時点の漁獲量、一番右が消化率です。小型魚はある程度消化が進んでおりますが、大型魚は漁船の漁期がまだ始まっていないこともあり、ほとんど漁獲されておられません。

表右側の欄外に8月から11月末までの期間残枠をお示ししています。漁船漁業等は5.9トン、定置漁業は5.7トンを残しております。これを基に、今後の知事管理区分の変更案について御説明いたします。

資料1ページの下、知事管理漁獲可能量の変更案、(1)小型魚の部分をご覧ください。

小型魚について、定置漁業から御説明します。現時点で期間残枠が5.7トンと先程御説明いたしました。管理期間があと2か月弱と数値に余裕があるようにみえますが、現在の入網サイズは0.5キログラム前後です。近年、このサイズが1キログラム程度に大きくなった頃、11月ごろに大量入網し放流に苦慮してきたことや、そういった場合は定置の網を下げた他の魚と一緒に全数放流し、一緒に入っていた別の魚も放してしまう場合があることから、経営面を考慮して県留保のうち1.4トンを定置漁業に配分することとしたいと考えています。数値の根拠は後程御説明します。

ただ、これについては残枠がまだ5トン以上あり、漁業者による放流も継続していることから、条件付きでの開放としたいと思います。条件は、11月末までに期間消化率が80%

を超えた場合のみ、留保枠を開放したいと思います。

漁船漁業等については、同期間における小型魚の残枠が5.9トンあること、現在来遊しているクロマグロのサイズが小さく漁獲の対象になり難いこと等から、期間中に群れの来遊があっても、枠内で対応可能であると想定し、留保解放は行わないつもりでおります。ただし、この先、採捕に丁度良い3kg以上のクロマグロが来遊しないとも限りませんので、現時点で小型魚の消化状況の変動が予測出来ないため、下の融通制度の活用にありますように、今後の来遊状況によっては適宜活用する予定です。

補足ですが、今回のこの条件付き留保開放を検討する前に、日吉委員に今後の見込みを相談した際は、定置漁業者は資源管理のことをわかっているし放流もしているから大丈夫だと思うよ、との回答をいただいております。業界としてはそういった姿勢と伺っておりますが、何があるかわからないというのがクロマグロを5年間担当している中で感じていることですので、業界要望というよりは、担当としての保険的意味合いで皆様にお諮りしたいと存じます。

次に大型魚です。本県の大型魚採捕は漁船漁業等による割合が大きく、また、近年、採捕者が増えていることから、融通制度において譲受を要請し成立した場合は、漁船漁業等に全量を配分の上、「はえ縄漁業」と「ひき縄釣漁業」に1/2ずつ配分することとしたいと考えております

なお、7月末時点の全国の大型魚消化状況は、知事管理区分全体で消化率は38%、都道府県別の消化率50%以上は11県となっております。県枠を既にオーバーしてしまった件もあり、来年3月末までの間、譲受により県枠が大幅に増加する可能性は低く、譲受成立があるとしても2月以降となる見込みです。譲受要望は最大限、行っていきます。

実際の数値変動のイメージについては4ページをご覧ください。こちらに、令和5管理年度の知事管理量、採捕の種類別、期間別の割当量の変更を経過とともにお示ししています。

表の1番左が区分。小型魚と大型魚を分けております。このうち、現在の配分の値が丁度中央に独立してある一列の変更※6に該当します。ここから、右向きの矢印の先が今回の

変更となります。

小型魚の留保開放については、1番右の矢印の下にあるように、条件付で1.4トンを解放したいと考えております。この1.4トンは、年度当初に漁船漁業等と定置漁業の配分を行う際に指標としている基準年の比で留保を分けた際の定置分となります。

大型魚の数量変更については、要望してみても本県に数値がつけば、それを漁船漁業等のはえ縄とひき縄釣漁業で半分ずつ配分するということとなります。

以上が、今回の留保解放にかかる数値の変更案となります。

次の5ページに知事から海区会長にあてた知事管理漁獲可能量の変更に関する諮問文を添付してございます。条件付きの変更について、まだ変更数量が決定していないため、変更後の告示案は今回添付しておりません。

それでは、2ページにお戻りください。ページの一番最後、2の諮問事項 くらまぐろ（小型魚）及びくらまぐろ（大型魚）について、漁業法第16条第5項に基づき知事管理漁獲可能量を変更したいので、同条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき諮問いたします。以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、くらまぐろ（小型魚）の県留保枠1.4トンの定置漁業への条件付留保解放とくらまぐろ（大型魚）の他県からの譲受があった場合にはえ縄漁業とひき縄釣漁業に1/2ずつ配分することについて、皆様に御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○日吉委員

今回は、定置の方に、県の方から対策的な答申をしていたいただきありがとうございます。松浦さんがおっしゃっているようにいつ来るか分からない。今は小さいですが、暮れにかけて、相当来る可能性もあると思います。

私たちが漁船の方に気を遣いながら、定置だけに留保枠を分けていただくということは、重たい答申だと思っていますし、大型マグロも期間の終わりに枠が残っていれば、漁船の方に融通したいと、私どもの会員もそう思っております。

また、最近、定置に魚探を入れて分かったのですが、マグロっぽいなと思ったものは、1時間くらいで出て行っています。出入り自由です。

皆さんに分かっていただきたいのは、おそらく研究機関が想像しているよりも、マグロは増えていると思います。それは、定置も沖合の人たちも8年間資源管理をやってきたからこそ、こうやって増えていると思います。

サバも、TACが入って、消化率が17%なのは、TACでも何でもないです。北部太平洋で乱獲が行われて、伊豆諸島で定置で獲れなくなりました。

昨日もブリのステークホルダー会議がありましたけれども、日本定置はこれに大賛成です。反対していたのは、北部太平洋のまき網漁業者が多いです。定置も簡単ではないです。マグロもブリも放流したら商売にならないです。利を考えれば、僕らもやりたくはないです。

でも、10年とかその先を考えたら、今はブリの資源状態も良いので、その資源を守ろうと思うものがあります。資源が増えるマグロは資源管理の成功事例です。県の職員さんが一生懸命やってくれているおかげもあります。

資源管理はとても大事だと思います。こういう資源管理というのは今後の漁業の大切な課題なのかなと思います。

○鈴木会長

他にございませんか。では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

TACの規制の中で可能な漁獲をしていくというのが主であると思いますが、この80%という数字に関して、もう少し根拠を示していただきたいです。

○松浦主査

数字上のものは表に出していませんが、資料の3ページを御覧下さい。9～11月の定置漁業の7.1トン枠があって消化実績が1.4トンとあります。シンプルに言えば、定置漁業

は枠は残り 5.7 トンありますが、8 割にいったら県で指導を出すことになっています。助言、指導、勧告という中で、指導という感覚です。あと、もうひとつは、定置は 12～3 月の枠が 0.4 トンです。残りが 0.4 トンしかない中で 9 割は、12 月～3 月の枠がとても厳しくなってしまいます。

○鈴木伸洋委員

安全率を見ると 8 割ということですね。

○松浦主査

そうです。手を打たなければ、オーバーしてしまうかもしれないです。定置は努力してくださっているので、オーバーすることは避けたいと思っています。あまり科学的根拠ではないですが、8 割としています。

○鈴木伸洋委員

条件なしでの解放はできないということですね。8 割になったら解放するということですね。

○松浦主査

そういうことです。

○金指委員

クロマグロの資源管理について、日吉さんは、定置ではしっかりやっているということですが、我々まき網もメジの目的操業は何年もやっていないです。もし網に入った場合、漁場を変えることにしています。

日吉委員はよく、北部太平洋で獲るからサバが静岡で獲れないとおっしゃっていますが、私は県の中で操業している限り、サバが獲れる年と獲れない年がありますが、かなり少なくなっているとは、実際に出ていて思いません。

まき網の船数が、ここ 50 年の間に 6 ヶ統辞めているんですね。設備投資も全然出来ない状態で、まき網漁師を目指す人がいなくなって、天然の大衆魚と呼ばれる魚が庶民に行き渡らなくなっています。

我々は、静岡県の中で守るものはしっかり守っています。獲れなくなった原因は、船数も乗組員も少なくなって、数年前できていた仕事ができなくなって、漁獲量が減っているということもあると思います。

それが、いかにも資源が少なくなったと世間に言われがちなんです。そうではなくて、本当は資源はあるんですが、

獲れるような設備と人がいなくなったという状況があると思います。そういうことも含めて、まき網のことも理解していただけたらと思います。

○日吉委員

私は、県まき網のことを言ってるのではなくて、大臣許可の大中まき網のことを言っているわけで、金指さんたちが県枠のメジに協力していただいていることはすごく分かっています。

金指委員の言うことは分かりますが、大臣許可の設備はとんでもなく発展して、はるか遠くまで探せるようになっていきます。網とかそういう問題ではなくなっています。高性能な電子機器があります。北部太平洋のソナー能力はすごいです。

先日のブリの太平洋ブロック会議で、大中まきの会社で、元水産庁などで資源管理をしていた人が天下りできて、意見を言っていました。それは、現役の水産庁職員とOBとの言い争いなんです。私は、そういう場に漁労長など現場の人が来て意見を言って欲しいです。

私は、資源管理をやった方が良いと思っています。定置では若い人が入っています。そのおかげで、漁村が成り立っている部分もあります。今は我慢して、未来に資源を残したいと思っています。商売的に考えれば、マグロでこんなに大変なのに、本当はブリなんてやりたくないです。

そういう思いがあるのに、大中まきの天下りの人たちはずっと反対意見を言っています。私は、それに意見をしたわけで、決して県まきの人たちへ意見ではないです。

昔は、伊豆にもまき網が4ヶ統ありました。ですが、残念なことに、今は1ヶ統です。彼らは、非常にまじめにやっていた人たちでした。

橋ヶ谷さんのところの伊豆諸島でも、昔はサバがたくさんいました。たもすくい漁が成立しているくらいですから。

それが、北部太平洋のまき網が、ローソクサバを1日何万トンと獲るようになった。マグロ養殖で使うようになって、今まで値の付かなかったものが売れるようになった。それが、この影響の全てではないでしょうか。

昨年のサバのTAC消化率は17%ですよ。こんなのはTACで



も何でもありません。今のことではなく次のことです。静岡県の漁師は高齢化しています。今ここで頑張らなければ、静岡県の漁業に次はないと思います。

○鈴木伸洋委員

今までの TAC は総漁獲量で規制してきました。クロマグロに関しては、そこに 30kg 以上と未満という成熟しているかしてないかの生物学的な考えが出てきました。当然、卵を産まないようなものを漁獲しては資源は増えないと思います。生物学的に考えれば、このような資源管理を行うべきだと思います。

日吉委員がおっしゃるように、獲る技術が進歩してきたのもありますが、今まで、生物学的な意味合いを捉えて資源管理をしてきたのかどうか。資料 6 でやるとは思いますが、クロマグロの資源管理をどのような意味合いをもってやっていくか。そういうことが重要だと思います。

先程、8 割という意味合いを聞きましたが、このような技術的な考えに、今後は生物学的考えも合わせて資源管理をやっていくべきだと思います。

○高田委員

少しだけよろしいですか。ここ 10 年見てきて、確かに潮の影響があるだろうけど、伊豆諸島の魚は北から降りてくるものが多いです。

震災のあと、大型まき網が太平洋北部で操業できずに、伊豆諸島で魚が増えました。そういうのも含めて、北太平洋が重要ではないのかと考えます。潮の影響だけではないと思います。

ここ 10 年で水産資源の総枠は減っています。船数は減っていますが、技術は進歩してるので 1 隻あたりで漁獲できる量は増えているはず。なのに漁獲量は減っています。つまり、相対的な量は減っていると思います。

○鈴木会長

議題自体は、クロマグロですので、横に逸れていますが、この話はとても重要だと思います。他に意見はありますか。

○日吉委員

制度のことで少しよろしいですか。今回、80%に達したところで留保を出すということですが、漁船の方に枠を放出す

るときは、また海区にかけますよね。

石川県では事前に海区にかけておいて、タイムリーに枠を融通していると聞いたのですが、静岡県でもそのようなことはできないのですか。

○松浦主査

制度としてはできます。予め海区に諮っておいて、答申があれば可能です。ですが、石川では定置メインで、静岡県とは漁法が異なっており、あまり前々でやると怖い部分がありますので、今回は期限を区切って8割にしました。

年度末にならないと定置の事情も分からないので、年明けの海区などで調整かなと思っております。

○日吉委員

それは分かりますが、はえ縄の大きなクロマグロ獲っている人は、海区がない月は枠の融通ができないので、漁ができないということがあります。

彼らの漁場は厳しく大変であるので、彼らには早め早めに解放するなど、工夫してやって欲しいと思っております。

○鈴木会長

留保枠を開放するのとは違って、他県からの融通がうまくいかないことが以前ありました。せっかく枠があるのに、いいタイミングで融通がされなければ、1本100、200万する魚が獲れなくなってしまいます。

漁船漁業がうまく漁ができるように、すんなり行くように、3月までにそういう話ができたら良いと思います。

○松浦主査

定置協会も含め、漁業者さんと相談していこうと思います。

○眞鍋委員

定置網では、マグロが1、2時間留まってから出て行くということですか。勝手に出て行くのですか。

○日吉委員

マグロに限らず、どの魚も出入り自由です。センサーを付けて分かったのですが、網に入った魚の5%くらいしか獲ってないと思います。

もう一点、高田委員が北から魚が来ると言いましたが、静岡県の定置は全部北側に入り口があるんですよ。ほとんど

の魚は、北から来ています。

○鈴木伸洋委員 会長が先程言われた件で、水産庁の解釈にもよると思うのですが、割当とかこのようなものは、漁業調整委員会を通さなければいけないのは分かります。ですが、その承認を事後に行うというのはだめなのですか。

○松浦主査 やり方を予め決めておいて、承認をとれていれば、そのやり方に従うことは可能であります。

○鈴木伸洋委員 ただし書を用いて、事前にこの場で審議すればよいのではないのですか。

○松浦主査 そのようなことも今後考えていきます。

○鈴木会長 今、そのような意見が出ましたので努力をしてください。他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 それでは 諮問事項のイ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、原案のとおり了承します。

それでは、1時間経ちましたので、ここで10分間の休憩とします。

(休憩)

○鈴木会長 それでは、再開します。続きまして、諮問事項のウ 小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業（貝けた網漁業）について、事務局から説明をお願いします。

○永倉主任 小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業（貝けた網漁業）について御説明します。

資料の右上の図を御覧ください。貝けた網漁業は、図に示した貝けた網漁具を船で30分から1時間程度、水深5m程度の海域を網で曳いて行われています。1日の曳網回数は、5回程度となっています。漁具が海底に接触した状態で曳網されることから、小型機船底びき網漁業となっています。

貝けた網漁業の許可の取扱いについては、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針のうち、基本方針の中で「漁獲対象物が共同漁業権漁業の内容となり得るものであり、その発生状況が年により著しく変動があること等を考慮し短期許可扱いとする」と規定しています。

許可の要望についてですが、令和5年9月29日に、南駿河湾漁協から要望書が提出されております。

要望書について5ページを御覧ください。要望内容としては、操業区域が吉田町地先である共第18号共同漁業権漁場内で、ハマグリを漁獲対象として、令和5年12月7日から令和6年3月20日までの操業を、昨年と同じ2隻で行いたいというものです。

1ページにお戻りください。許可の要望についての2ポツ目になりますが、要望書は昨年と同様の内容で許可を受けたいとのことであり、資源状態に大きな変化がなければ許可を行うことができる範囲のものと考えます。

対象魚種であるハマグリ漁獲状況についてですが、グラフを御覧ください。棒グラフは漁獲量を、折れ線グラフは1日、1隻当りの漁獲量を示しています。ここでは、1日、1隻当りの漁獲量を単位努力量あたりの漁獲量、CPUEとします。横軸は年、縦軸については左が漁獲量、右がCPUEとなっています。

平成19年以降については、漁獲量が概ね2トンを超え、CPUEは15kgを超えています。また、令和4年の漁獲量は4.975kg、CPUEは56.5kg/日・隻と高い状況です。昭和の終わりから平成10年代までに比べて、平成19年以降では漁獲量、CPUEともに比較的高い値にあり、資源状態は良いものと考えられます。

次に2ページを御覧ください。令和2年以降の殻径組成の図を示しています。これを見てもと、各年ともサイズのピークは同じであり、大きな変化はありませんでした。

以上のことから南駿河湾漁協からの要望であるハマグリを漁獲対象とした貝けた網漁業の許可については、漁獲量、CPUE が高位であり、殻長にも大きな変化がないこと、長期的な過去のデータと比べると資源状態は比較的良いものと考えられることから、昨年と同様の許可を行いたいと考えています。

さらに、平成 29 年の許可から、ナガラミ資源に影響を与えないよう、許可の条件にナガラミの採捕禁止を付しております。

続いて、2 の諮問事項についてですが、貝けた網漁業の許可につきまして静岡県漁業調整規則第 11 条第 3 項に基づき、制限措置の内容及び許可または起業の認可を申請すべき期間を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問します。

制限措置では 1 から 6 の内容を規定しており、許可を申請すべき期間は令和 5 年 11 月 1 日から 11 月 20 日までとしたいと考えています。

案につきましては、告示案を示した 4 ページのとおりとなります。

また、静岡県漁業調整規則第 15 条第 2 項で漁業の許可について短い有効期間を設けるときは、海区漁業調整委員会の意見を聞くことになっています。

先程説明しましたようにハマグリ資源状態は比較的良いものと考えられることから、操業の期間については要望のとおり令和 5 年 12 月 7 日から令和 6 年 3 月 20 日までと昨年と同様の期間とし、有効期間につきましては許可日から令和 6 年 3 月 20 日までとしたいと考えています。

3 ページを御覧ください。許可に係る制限措置、申請すべき期間、有効期間を定めることについて、知事から静岡海区漁業調整委員会宛の諮問文になります。

参考までに 6 ページに許可証（案）を、7 ページに操業実績の表を、8 ページ以降に関係法令等を付けております。

説明については以上です。なお、公示文に軽微な修正があった場合は事務局に一任いただきたいと考えています。御審議のほどよろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、小型



○永倉主任

貝けたの漁具の幅が4センチとなっていて、最大の甲幅が4センチなので、方向によっては抜けたりします。意図してではないですが、殻径の制限は効いていると思います。

資源状況についても、2隻だけなので、詳細な資源評価はできていませんが、モニタリングを含めて、許可を続けていきたいと思っています。

○影山委員

昨年のメモを見たのですが、小さいものはできるだけ保護していくべきだ、また、この漁具以外にもとる方法はあるので、全体像が把握されていないと書いてありました。

全体で産卵を確保するために、小さいものを保護して、管理を徹底していく必要があります。とくに、定着性の強い種類については、生活圏の全体を管理できる県のレベルで、管理していくことが大事なのかなと思います。

区域を制限するなど、自主的な管理を含めて努力をし、他の漁獲状況も含めて全体像を把握していくというような、昨年度と同じことが重要だと思います。CPUEの変化は、今のモニタリングでいえば、ある程度のレベルで状況を表現しているとは思えます。

今みたいな操業を継続していったら、より保護の体制をうまく活用していったら、資源を回復させていければと思います。

○鈴木会長

資源が安定しているときこそ、やるべきことがあると思います。

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは 諮問事項のウ 小型機船底びき網漁業手続第3種漁業（貝けた網漁業）について、原案のとおり了承します。

続きまして、協議事項 知事許可漁業の要望に対する回答について、事務局から説明をお願いします。

○永倉主任

知事許可の要望の要望に対する回答について御説明します。

資料の1ページの背景については、前回、前々回の海区資料と同じ内容なので詳細な説明は省略させていただきます。

簡単に説明させていただきますと、現在の知事許可漁業の有効期間は3年となっていて、現在、約1,800件の発給されている許可証の有効期限が来年の8月31日で満了することとなります。

そこで、翌日の9月1日付けで許可を更新する必要があります。この一斉更新に当たり、漁協等の漁業団体の要望を調査し、その要望内容が水産資源の保護培養の観点や漁業調整の観点から支障がなければ、知事許可の取扱方針等に反映し、改めることとし、一斉更新における許可に適用していくこととなります。

資料の2ページの日程表についても、これまでの海区資料と同じものです。

それでは、資料の3ページを御覧ください。要望の取扱いについての基本的な考え方の案をまとめさせていただきました。水産資源の保護培養の観点からは、主な漁獲対象資源等の状態が問題ないこと、要望を認めた場合にこれらの資源への影響が大きくないことが要望内容を許可の取扱方針等に反映するために必要な条件となります。

主な漁獲対象資源とは、例えばまき網漁業のように、あじ、さば、いわし2そうまき網漁業と漁業種類に漁獲する魚種が明記されているものではその魚種を、固定式刺網漁業のように魚種名を漁業種類に冠していない場合には漁獲量の多い魚種のことを指します。それ以外にも、主な漁獲対象種以外に量が多いその他の魚種が漁獲される場合には、専獲のみならず混獲であっても影響が大きい場合があることから、その他の魚種についても含みます。

また、要望を認めた場合に大きな影響が生じる恐れがある場合については、試験操業により影響の程度を見極める必要があると考えています。

次に、漁業調整の観点ですが、関係する漁業者等の同意を得ることが必要となります。提出されたほぼ全ての要望が関



係漁業者との調整が整っていないことから、要望を許可に反映させるためには、関係漁業者との調整を図る必要があります。

ただし、水産資源の保護培養の観点から、支障がある場合は、調整が整っていたとしても要望を反映させることはできません。なお、水産資源の保護培養の観点から支障がないと判断される場合には、漁業調整が必要であることから、要望者が主体となって関係漁業者との調整を図り、本年12月上旬を目処に同意を得て、同意書を調整先から出してもらい、それを水産資源課まで提出していただきたいと考えています。

具体的な要望内容による区分とその対応についてですが、要望内容についてⅠからⅣまで分類して、その分類区分ごとに基本方針に基づき対応します。

Ⅰについては漁業調整規則の改正を伴うものであり資源状況に問題がないこと、要望内容に係る試験操業の実施を希望する場合は、関係する漁業者の同意を得ていること。試験操業の結果から、要望を認めるに支障がないと判断された場合には、再度要望に関係する漁業者の同意を得る必要があります。

Ⅱにつきましては、漁獲圧が高まると考えられるものとなり、1から6の要望が挙げられています。基本方針に基づき要望に対する対応を決定します。

Ⅲについては該当する漁業がこれまで行われておらず新規となる場合です。漁獲対象となる資源の状態やその資源を既に利用している漁業者等との調整が整っているかを判断基準とします。

Ⅳその他については現行の対応で可能と考えられるものになります。

漁業者同士による調整が整えば、それによる自主的な制限を設けることで対応可能となることから、許可の制限又は条件としないこととしたいと考えています。

5から8ページには主な魚種の資源動向又は漁獲量の動向など参考資料を示しています。

それではA3の資料をご覧ください。要望内容を大まかに分類し、その分類群ごとにさらに概ね同一の内容で区分した

一覧表となります。この一覧表には、要望事項と聞き取り内容で表した要望内容、関係する漁業、主な漁獲対象などの資源状況、対応案、結果案を記入してあります。先程述べましたとおり、要望の全てにおいて漁業調整が行われていないことから、対応案と結果案については、水産資源の保護培養の観点で考えています。

要望は、多種多様で数も多く、今後、要望者による調整が必要なことから、本日は要望内容を許可の取扱方針等に反映できる可能性があるものや特に説明が必要だと考えたものに絞って説明させていただき、それらの要望を重点的に御協議させていただきたいと考えています。

それでは、まずはじめに、Ⅱ-1の操業時間の延長に係る袋網についての要望事項の取扱いです。

袋網漁業は浜名湖でのみ操業されています。漁獲対象は主にクルマエビ等の甲殻類です。クルマエビの資源状況については、低位・横ばいですが、クルマエビは夜行性であるため、操業時間を延長し、日中でも操業可能にしても、漁獲圧が高まらない可能性があります。しかし、その資源状況から、条件の緩和は慎重に行わなければなりません。

よって、今回の更新では本要望事項を反映することはできませんが、今後、特別採捕許可等による調査により、日中の操業でもクルマエビをはじめとする漁獲対象となる水産資源への漁獲圧が高まらないことが分かり、その上で、刺網漁業者等、浜名湖内で操業する関係漁業者との調整が整えば、次回の更新では条件の緩和を検討したいと考えています。

次に、Ⅱ-2の操業区域の拡大に係る、たい2そう船びき網漁業についての要望事項の取扱いです。たい2そう船びき網漁場は遠州漁協と浜名漁協の所属船のみが、遠州灘で操業しています。

こちらの要望は、表現は異なりますが、現在の条件である「距岸2,500メートル以内の海面で操業してはならない」を緩和し、操業区域を広げたいというものです。漁獲対象のマダイの資源状況については、高位水準ですが、動向は減少傾向とされているので、漁獲圧が高まる本要望については、今回は認めないことにいたしました。

Ⅲ-1の新規許可に係る潜水器漁業についての要望事項の

取扱いです。こちらの要望は、潜水器漁業の漁業種類に、新たにテングサのみを対象とした許可を設けて欲しいというものです。

潜水器漁業には、現在、漁獲対象に応じて 11 種類の漁業種類が存在していますが、その中には、テングサを含んだ、アワビやサザエ等の複数の水産動植物を採捕対象とする許可がすでに存在しています。

よって、新たにテングサのみを採捕対象とした許可を設けても、対象資源への漁獲圧が高まることはありません。

また潜水器漁業自体もすでに行われている漁業であり、他の漁業に従事する漁業者への影響もないと考えられます。

よって、こちらの要望事項については、特段の調整を経ずに、反映しても良いと考えています。

最後に、IV-1、遠州灘海域における運搬船の使用を禁止してほしいとの要望についてです。この要望は、現行のルールをより厳しくして欲しいとの内容です。

ただ、運搬船の使用の可否について、許可の制限で一律に縛りを設けなくとも、関係する漁業者間での合意が得られれば、当事者が決めた時期から自主ルールとして運用を開始することで、十分に対応可能なものと考えられます。

×印を記入した要望については、説明を省かせていただきましたが、回答案にありますとおり、水産資源の保護培養の観点から、要望を許可の方針等に反映させることが難しい状況となっているものでございます。

それでは、1 ページにお戻りください。要望の取扱いにつきましては、まず基本方針について御協議いただき、次に基本方針に基づいた要望の取扱いについて御協議いただきたいと思います。

御協議いただいた結果につきましては、要望元に回答します。それでは、御協議のほどよろしく願いいたします。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○金指委員

まき網漁業の検討結果は×ということなのですが、ここ

で示している要望事項は、現場の人たちが何十年と操業していく中で、こうしていけば漁業を続けていけるという要望なんですよ。

関係漁業者との調整とのことですが、まき網の場合、海区の中で認められないとなれば、沿岸漁業との話し合いをする機会さえ持っていない状況にあります。

ただ免許をもっているだけで、実際操業する人が少ない中で、石花海の日付の変更の要望は何年も前から出しています。例えば、どの漁具でも、誰かと話をして、要望がとおるような県のシステムができれば、漁業をやる気になる人も増えるではと思います。

資源管理はその都度やった結果で考えれば良い話で、なんとかまず1歩を調整委員会の中で、こういう話が出たということを経営者に示してもらえば、ああそうなのかとなるだろうし、それこそまき網は評判が悪いですが、もっとしっかりとした操業となって、お互い分かってもらって、良い相乗効果になると思います。毎年、要望を書く度に、このようなことを考えております。ぜひ、一考をお願いします。

○永倉主任

経営が厳しいことは承知しています。ですが、資源も守らなければいけません。過去から要望をあげていただいている中で、毎回検討をして、取り下げる形としております。

一歩進んで調整を進める根拠として、資源状況等が好転したというものがあれば良いですが、それはないので、事務局としては調整段階に進めるための根拠が薄いとして、×の案とさせていただきます。

また、こちらの資源は広域の回遊魚でありますので、県内全域の漁業者の同意が必要になりますので、そういったところの調整も難しいと考えております。

○金指委員

ゴマサバが少なくなっているとありますが、それは漁獲水揚げを根拠にしているかと思います。実際は漁業者の高齢化や減少、船の減少などで、本来なら獲れるはずのものが獲れていない現状があります。

本当に駿河湾のサバが少なくなったのか、それとも獲る人がいなくなって獲れなくなったのかは、違う問題だと思いま

す。

資源量が少なくなった根拠を示してもらいたいです。現場の意見では少なくなったという感じはしていません。

クロマグロのように、数量を獲らなければ来年の枠に影響するとなった場合には、どんどん苦しくなるので、もう少し漁業者の立場というものを考えてもらいたいです。

○永倉主任

そういった漁業者の立場も分かりますが、本日に関しては、資源状況の管理と、あと、資源状況が正確ではないという御指摘もありましたので、定置、棒受け、たもすくいなどの御意見も伺って、検討していけたらと思います。ぜひ、広域的な意見もいただきたいです。

○西原委員

定置に関しては今年1年は異常な年だったと思います。サバのサンプルを水技研に頼まれて毎年獲っていますが、今年には小サバが全然獲れなくて、例年の10分の1も獲れませんでした。原因は分かりませんが、駿河湾内のサバの水揚げを把握するならば、定置の情報、釣りの情報、統計を出してもらえば、ここ3年の漁獲が減っているのは明らかになると思います。他の漁場に行っているのか分かりませんが、来遊量は確実に減っていることは確かです。

○鈴木会長

金指委員から意見が出ましたが、資源が減っているとかがというのは、県の方は出てきた数字を根拠としています。要望の検討に対しては、各機関との調整が必要で、だから取り下げなければなりません。大変だけれども、各漁業種との調整の場を設けることは必要かと思います。数字だけで解決しないで、面倒だけれども、そのような話し合いを設けることも必要だと思います。

○西原委員

この要望は、期間を増やすでなく、ずらす、なので一考は必要かと思います。

○眞鍋委員

稲取の潜水器漁具というのは、なんですか。

○鈴木会長

スキューバになります。稲取の行使規則の中で、スキュー

バを使用してはいないというものがありますが、テングサのみで使用可能としています。普段、貝とかをとっている者が行うこととしています。

○安間委員

遠州からも要望を出していますが、毎年なかなか認められないです。このままでは、漁業をやめてしまう人がたくさん出てきてしまうと思います。会長からもありましたが、ぜひ現場の声を聞く場を設けてもらいたいと思います。要望について現場も納得してもらえれば、要望も出てこないと思います。そういう場を設けていただくよう改めてお願いいたします。

○影山委員

知事許可の要望は昔から話を聞いていますが、相当前から同じ要望が出てきているものもあると思います。漁業調整というと難しい問題ですが、今回の基本的な考え方では、資源の保護培養とされています。

金指委員が言われたように、県内漁業を継続するには、厳しい状況だと思います。要望者側からすると切実な要望が、今まで上がっていると思います。この中には、労力の軽減や安全操業など、単純に漁獲量の増加につながるというものばかりがあるわけではないと思います。現在の漁業の状態を考えると、資源の管理だけでだめですと簡単にいえるのだろうかという問題があります。

漁業調整は、要望する団体が自主的にやってくださいとなっていますが、これは非常にハードルが高いと思います。

県漁連の関連組織として漁協青壮年部がありますが、それとは別に漁業士会という組織があり、私も活動に関わってきました。そこでは、県内の若手漁業者に横のつながりで話をしてもらい、お互いの漁業の問題点を共有して、譲れるところは譲る、発言するところは発言するなどして漁業調整等の課題を乗り越え、将来県の漁業全体の発展につながっていただければと思っておりました。

全体の知事許可の同意をとっていくというのはひとつの漁業団体や県だけでは難しいですし、県漁連、各漁業種団体が問題点を共有して、どういう方向で調整をしていけば乗り越えていけるかを考えなければなりません。そのようなこと

を協議検討していかないと廃業する漁業も出てきてしまいます。もう少し幅広い議論をしていく必要があるのではないかと思います。

みなさんのお知恵を結集して、よりよい新しい時代の漁業の形態にしていければと思います。

○鈴木伸洋委員

今の影山委員の発言は、非常に重いところがあると思います。ですが、最終的には○か×かをつけなければいけません。3ページに示された基本的な考え方の①、②を見ますと、このような要件で×です、と書いてあります。

今、影山委員の言われたことを基本的な考え方に入れるべきだと思います。×になった説明だとか、今後の方向性を委員会でまとめて行って漁業者に示して行くというのは、この委員会の重要な役割だと思います。

最終的に○か×の妥当性だけを審議するだけではなくて、○についてはこういう付帯状況が必要で、×についてもこういうようなことが必要というように、委員会としてはどのようにそのような問題に対して対処していくのかという基本的考え方を明記するべきだと思います。そのような協議をできる余地を残していくのは、この調整委員会でもとても重要になります。関係者と協議するやり方もあると思います。基本的考え方について、入れ込んだ文章を考えて欲しいです。

○日吉委員

僕は資源状況が悪いものを無理くりやろうとすることは賛成できません。もし良いとするのなら、若い人がどれだけ従事しているかを見た方がいいと思います。静岡県下では、漁業者はすごく高齢化しています。あと5年したらほとんどの漁業者がいなくなってしまうと思います。漁業別でみるのではなくて、若い人が携わっているのなら、ある程度資源状況が悪くても、妥協するところはあるのかなと思います。

ここで獲れなくなったからここで獲らせろというのは、あり得ないと思います。

○鈴木伸洋委員

そこも含めて議論していくことだと思います。ゴマサバのことに関して言うのなら、この判定はデータに関しては正しいと思うのですが、もう少し詳細な説明を加えて、こういう

場で議論できるようにして欲しいと思います。

○日吉委員

調整に関して、以前熱海でタカアシガニを獲りたいという要望がありました。その際に、駿河湾の漁業者に話しを聞いて、だめといわれてなくなりました。若い漁業者がトライをしようとしていました。相模湾で獲るのになぜ駿河湾の人に反対されるのか。そういうところも含めて、調整には難しさがあると思います。

○鈴木会長

紙だけでは伝わらない部分があるというのが問題だと思います。そういう機会があれば話を聞いた方が良いのではないのでしょうか。資源が減っているかどうかというのも聞く必要があると思います。

○影山委員

単純に獲れなくなったから獲らせろというので要望を認めるのではなくて、お互いに譲りあえばプラスになるだとか、そういうことを見つける努力を、組織的に進める必要があるのではないかと思います。

○金指委員

海区委員になって本当に資源管理が大事だと身にしみて分かりました。

まき網は一網打尽といわれるけれども、皆さんの意見を聞いて、資源管理について、とても真剣に考えるようになって勉強になりました。

これを同じまき網の連中にも共有して、良い方向に進めていくためにも、若い連中が希望をもてるような、ちゃんと話をすればちゃんと話を聞いてくれるような、代表として出て行って有意義であると思えるような委員会になるといいと思います。

○田口委員

2つ思ったことがあります。1つは、海区の開催を県庁ではなく、現場に近いところでやって、現場の皆さんに私たちの議論を聞いていただく機会があってもよいということです。

2つ目は、国は不漁対策会議をつくっていますが、海の状況が変わっていく中で、静岡県版の不漁対策会議的な



ものが立ち上がってもよいのではと思いました。

○橋ヶ谷委員

ゴマサバの資源状況について、禁漁から要回復レベルとなっていますが、これを書くのは簡単です。これを私の船の若い漁業者が見たらどう思いますか。俺たちは食べていけないと感じてしまいます。サバ漁は混獲がないので、ゴマサバに未来がないと感じてしまいます。

サバの許可は毎年更新していて、島の機嫌を損ねたら、東京都からの許可が下りなくなってしまう。

私たちは、協定で50トンまでしか獲れず、しかも人力でやっています。資料に資源保護培養とありますが、そういう制限がある中でやっていて、餌ミンチをまいて、多いときは一晩で70万くらいかかってしまいます。

そういう中で、このように書面で簡単に禁漁レベルと書かれると、若い漁業者はいなくなってしまう。

こういうことを簡単に書面に残さないで欲しいです。本当に禁漁レベルかどうなのか。今、東京都で漁をしているのは私のとこの船だけです。この3ヶ月で獲れた漁は1回しかありません。水温が下がったら獲れるのかと思ったら、さらに獲れなくなって、それでも頑張ってくれている若い漁業者はいます。そんなトライをしている漁業者について、もう少し本腰をいれて考えて欲しいと思います。

○鈴木会長

ほぼ意見が出尽くしたと思います。この件に関して、漁業者委員から生の声が聞こえました。それだけでも、プラスになったのかと思います。このことについては、これで了承してよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

それでは 協議事項 知事許可漁業の要望に対する回答について、原案のとおり了承します。

次の議題に入ります前に、ここで5分間だけ休憩をとりたいと思います。

(休憩)

○鈴木会長

それでは再開します。続きまして、報告事項 全国海区漁業調整委員会連合会 令和6年度要望事項について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

海区事務局の松浦です。座って説明させていただきます。お手元の資料5を御覧ください。

資料5は要望となっておりますが、この時期に毎年、全国海区漁業調整委員会に宛てて出す要望となっております。

前回の海区で池谷からこういった御意見募集のお知らせがあったかと思えますけれども、皆様に御意見を伺ったところ、田口委員からのものになります。要望が1件ございました。

概要を御説明いたします。要望内容といたしましては、既に海洋性レジャーとの調整についてというもので内容、この分類そのものは既に全漁調連の要望の柱の一つになっておりますが、その中で観光客や釣り客等に対する新たな周知方法の開発と普及ということで提案を含んだ御要望をいただきました。

要望に至った経緯につきましては、今、海業というのが盛んに言われておられて、それに取り組みされている漁協さんや取り組もうとしている漁協さんがいらっしゃるかと思いますが、一部取り組んでいく中で観光客や釣り客が押し寄せた時に、海辺の利用について懸念があるよということで、以下の内容で要望をいただいております。

要望の概要といたしましてはマナーの悪化等が懸念されるのですが、一部、既に国の事業で遊漁者の密漁については、密漁防止看板の作成についての支援がございまして、こういったところで周知が出来るようになっております。ここからが提案と要望になります。看板ですと現地に行かないと分からない。また、見ていないと分からないという中で、田口委員からは、書いていないのですけれども、例えばポケモンGOみたいな、という例で補足をいただいておりますが、手軽な方法で情報を発信して利用者が受け取るという仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の遊漁のルールですとか、ごみ集積所や駐車場などの場所等の案内が出るよう

なアプリ開発と普及を国が中心となって実施していただけるよう要望したいという、新しい周知方法の提案と要望がございました。

今回いただいたこの内容を11月の中旬に開催いたします東日本ブロック会議の中で静岡海区からの要望として提案し、その後、ブロック要望として上がっていく中で、全国海区の、全漁調連の要望事項として扱われていくこととなります。以上となります。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がりましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○高田委員

こういうことは、外国人が増えている中で、誠にいいことだと思いますので、ぜひお願いします。

○眞鍋委員

素人からすると、とってはいけないと知らない人がほとんどだと思います。そういう周知があまりされていない気がします。現地に看板があるのは分かりますが、出会わないと分からないです。とって良いものと思ってしまうと思います。そういう周知は、もっと大々的にやるべきです。

外国人だけではなく、日本人も分かっていないと思うので、それを知らせるものが、根本的に欲しいのかなと思います。

○鈴木会長

伊豆漁協の田子で釣り客とのトラブルがあつて、釣り場の管理をアプリ方式にしたようです。時間制で、漁業振興料としてお金をいただいているみたいですが、携帯ひとつで全て分かるような形になっているそうです。

○李委員

外国語併記には大賛成ですが、グーグル翻訳などに頼ると誤ったものになってしまうこともあるので、もし、県の方からお願いがありましたら、協力したいと思います。これから、インバウンド客も増えていくと思いますので、ぜひ外国語併記をお願いしたいです。



導入です。ステップアップという考え方がございまして、これの規定についてというお知らせです。

資料を1枚めくると、説明内容がたくさん書いてございしますが、こちらの御説明は割愛いたしますけれども、パブリックコメントに至った経緯と、御意見がありましたら1枚目に記載のURLまで国に対する御意見をお伝えください。

ステップアップの管理にかかる概要だけ、御説明します。TAC魚種に新たに入る時に、今のマサバやゴマサバ、クロマグロといった管理と同じような管理を最初から開始するのではなく、TACの魚種に入るんだけど、ワンクッションおいて、最長3年間を想定、だけど上手くいかない場合はまた伸ばすこともあるよ、という中で段階を経て本格運用にしますというような内容になっております。

これを今、パブコメで意見を聴いているという背景が、令和6年の1月から、静岡県ではないのですが、九州・日本海の方の対馬暖流系群というところのカタクチイワシとウルメイワシがTACに入りますよ、という準備のために国がパブコメを実施しています。

今のところは別の場所の話ですが、例えば今後、ブリをというお話しが本日日吉委員からありましたが、そのようにだんだんTAC魚種が追加されていくと、こういった形でワンクッション置きながら、だんだん本格運用になりますよという考え方についての意見募集なので、もし何か御意見がありましたら水産庁にあてて御意見をお寄せください。

なお、この内容につきましては、10月4日付け事務連絡で県漁連さん、県内関係団体さん、それから17沿海漁協にもお知らせをしています。以上になります。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、委員の皆様から特に御質問等がございましたらお願いします。

○田口委員

ステップ1の時に、漁獲可能量の大きかなものを設定しますとのことでしたが、そこで停止命令は行わないとのことで、そのときの漁獲実績がステップ2、3の過去実績になり、配分の基準になってしまうのは不当だなと思いました。

- 松浦主査                      今のうちに獲れば実績になって有利になるとのことで、資料にもありますが、明らかに資源管理の趣旨に違反しているような場合には、必要な助言、指導等を行うなど、国も対処をするとなっております。
- 田口委員                      逆に、ステップ1の時は、漁獲実績に入れなかった方がよいのかなと思いました。
- 松浦主査                      その点については、我々からは答えられないので、パブコメで意見していただくようお願いします。
- 日吉委員                      田口委員の心配してることを、水産庁に聞いたら、はっきりと認めないと言っていました。
- 田口委員                      TACにしたら、漁獲割当の配分基準がずっと継承されてしまうわけで、クロマグロのときのような配分が起こってしまわないか心配です。
- 日吉委員                      そうですね、マグロの時は科学的根拠が無いのに大臣許可と都道府県で半分に分配されました。完璧な政治力という感じで。
- 田口委員                      それなのに、沿岸の人たちは、枠の少ない中で譲り合ってやっています。
- 日吉委員                      日本定置がSH会合で承諾したのは、今の時点での配分が良いからというのはあります。だから、田口委員のおっしゃっていることは正しいです。
- 田口委員                      沿岸の人たちは、資源や環境など、変動の多い中で操業しています。その人たちに配慮をした配分をステップ1、2、3の中でやって欲しいと思います。他国の事例などを調べて、水産庁は責任も持ってやって欲しいです。  
最後ですが、他県の海区の議事録を見ていて、他の魚種についても、クロマグロのように成魚、未成魚に分けて管理す

るのか、という委員の意見に関して、事務局が「それは聞いてないです」と答えていました。マグロに関しては、確実に未成魚を獲らないとしていて、沿岸は大臣許可の人たちに貸しをつくっているのですが、それをどこで返してくれるのかなと思っております。

とにかく、未成魚を獲らないという TAC だったらうまくいくのかもしれませんが、トン数だけだったら、小さいのを 1 トンとると、大きいのを 1 トンとるのでは意味合いが全然違うと思います。そこら辺もやって欲しいと思います。

○鈴木会長 他によろしいでしょうか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 特にないようですので、このことについては、以上とします。御意見等がございましたら 10 月 25 日までに水産庁へ御意見をお寄せください。最後に事務局から次回の開催についてお願いします。

○安間委員 議題に無いですが、少しよろしいでしょうか。

シラスウナギの採捕に関して、今新しいやり方で申請を受け付けていると思いますが、それがうまくいっているのかどうか教えていただきたいです。

また、基本的には人数を増やさないとのことでしたが、やめたい人がいて、それを受け継ぐのが曖昧な感じになっています。そこら辺についての指導は、どのようになっているかもお伺いしたいです。

また、東日本のブロック会議についても詳しく聞きたいです。

○松浦主査 先に、東日本ブロック会議について説明します。先日、通知を送付しましたが、11 月の 9、10 日に東日本ブロック会議が本県で開催されます。1 日目が会議で、2 日目が焼津での視察になります。

委員さんの旅費は出ないので、強制ではないですが、希望される方は、事務局に連絡をお願いします。





して、  
許可  
採捕  
ん。

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和5年10月12日

議長

鈴木 精



議事録署名人

高田 亮朗



議事録署名人

李 銀姫



次回  
定次  
んま、  
可能量  
負いし  
すの  
まし  
まし  
会し

